

○自由主義憲法草案と現行憲法の対照表〔未定稿〕

※ 形式的な気付きの点については赤字部分で、自由主義憲法草案の規定の参考となりそうな大日本帝国憲法の規定についてはゴシック部分で、現行憲法のうち自由主義憲法草案には対応する規定がない箇所は網掛け部分でそれぞれ示した。

自由主義憲法草案	現行
<p>自由主義憲法草案</p>	<p>日本国憲法</p> <p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免</p>

第一章 天皇

第一条 天皇は、国家元首であり、日本国の統一と永続の象徴である。

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第二条 皇位は、皇室典範の定めるところにより、男系の子孫がこれを継承する。

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス

第三条 天皇の国事に関する**全て**の行為には、内閣が、その責任を負う。

第四条 天皇は、国政に関する権能を有しない。

かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の国事に関する**すべて**の行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行う。

第十七条 摂政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

② 摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大権ヲ行フ

第六条 天皇は、衆議院及び参議院それぞれの選任に基づいて、衆議院議長及び参議院議長を任命する。

2 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

3 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の進言と承認により、次に掲げる左の国事に  
関する行為を行う。

一 祭祀及び儀式を行うこと。

二 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

三 議会議会を召集すること。

四 衆議院を解散すること。

五 国會議員の選挙の施行を公示すること。

六 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

② [略]

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に  
関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国會議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 八 栄典を授与すること。
- 九 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 十 外国の大使及び公使を接受すること。

## 第二章 平和主義

第八条 日本国は、侵略を行わない。

2 日本国は、軍を保有する。

## 第三章 国民の権利及び義務

第九条 人間の尊厳は、保護されなければならない。

第十条 日本国民の要件は、法律で定める。

- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

## 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 第三章 国民の権利及び義務

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十八条 日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十一条 日本国民は、法律の定めるところにより、請願を行うことができる。

第三十条 日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ従ヒ請願ヲ為スコトヲ得

第十二条 日本国民は、法律に定める資格に応じ、公務員になることができる。

第十九条 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

2 衆議院議員若しくは参議院議員又は法律で定める特別の公務員の選挙権及び被選挙権は、日本国民固有の権利である。

3 前項に規定する者の選挙については、普通選挙が保障される。

第十三条 日本国民は、心の中でいかなる宗教を信じることも自由である。

2 他者の権利を損なう行動をとらない限り、いかなる権力も宗教活動や宗教的結社に対し制限を加え又は禁止してはならない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを

第二十八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第十四条 日本国民は、法律に反しない限り、表現の自由を有する。

2 日本国民は、法律に反しない限り、政治活動の自由を有する。

3 日本国民は、政党を結成する権利を有する。政党の要件は、法律で定める。

第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

第十五条 日本国民は、法律で特別の定めをした場合を除き、通信の秘密を侵されない。

第二十六条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

第十六条 日本国民は、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

2 日本国民は、抑留され、又は拘禁された後、無罪の判決を受けたときは、法律の定めるところにより、日本政府にその補償を求めることができる。

第十七条 日本国民は、行政権力から独立した裁判官の裁判を受け

強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれな

る権利を奪われない。

第二十四条 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ

第十八条 日本国民は、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることがない権利を、裁判所が発する令状がなければ、侵されない。令状の要件は、法律で定める。

第二十五条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ

第十九条 日本国民は、法律に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス

第二十条 日本国民は、その財産権を侵されない。

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

② 公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

2 私有財産は、法律の定めるところにより、完全な補償の下にこれを公共のために用いることができる。

第二十一条 日本国民は、納税の義務を負う。この義務の内容は、法律で定める。

い。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第二十二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十九條 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることが出来る。

第三十條 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第二十一条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第二十二条 日本国民は、公益のため必要な役務に服する義務を負う。この義務の内容は、法律で定める。ただし、本章の規定に反することはできない。

第二十条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十三条 この章に定める日本国民の権利は、国家緊急事態に際して、日本国民の擁護又は憲法保障のために、特別の法律によって制限することができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。



② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公

衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば

ば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の

#### 第四章 議会

第二十四条 立法権は、議会に属する。議会は、衆議院及び参議院の両議院で構成される。

第三十三条 帝国議会ハ貴族院衆議院ノ両院ヲ以テ成立ス

2 両議院は、この憲法及び法律に定めるもののほか、議院内部の整理に必要な規則を定めることができる。

第五十一条 両議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第二十五条 衆議院は、法律の定めるところにより選挙された議員をもって構成される。

第三十五条 衆議院ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

2 参議院は、法律の定めるところにより、選挙され、又は認証された議員をもって構成される。

第三十四条 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

#### 第四章 国会

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

〔再掲〕

② 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

3 何人も、同時に両議院の議員であることはできない。

第三十六条 何人も同時に両議院ノ議員タルコトヲ得ス

第二十六条 議会は、毎年、これを召集する。

第四十一条 帝国議會ハ毎年之ヲ召集ス

2 議会のうち、常会の会期は三か月以上とし、必要がある場合には、これを延長することができる。

第四十二条 帝国議會ハ三箇月ヲ以テ会期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第二十七条 内閣は、臨時緊急の必要があるときは、常会のほか、臨時会を召集することができる。臨時会の会期は、法律で定める。

第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第四十八条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第四十三条 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常会ノ外臨時会ヲ召集スヘシ

② 臨時会ノ会期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

2 いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があつた場合は、二十日以内に、臨時会の召集が決定されなければならない。

第二十八条 議会の開会、閉会、停会、休会及び会期の延長は、両議院同時に行われるものとする。

2 衆議院が解散されたときは、参議院は同時に閉会となる。

第七条 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ス

第四十四条 帝國議會ノ開会閉会会期ノ延長及停会ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

② 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停会セラルヘシ

3 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に議会を召集しなければならない。

第四十五条 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以テ新ニ議員ヲ選挙セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第二十九条 両議院は、それぞれその総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第四十六条 両議院ハ各々其ノ総議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決

第五十四条 〔略〕

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

②・③ 〔略〕

第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

ヲ為ス事ヲ得ス

2 両議院の議事は、この憲法に特別の定めがある場合を除き、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第四十七条 両議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可非同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

3 衆議院で可決し、参議院で否決され、又は修正された法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上で再可決したときは、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、衆議院で可決したとおりの法律となる。

4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

5 条約について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合、又は参議院が、衆議院の可決した条約を受け取った後、議会の停会中又は休会中の期間を除いて三十日以内に議決しないときは、衆議院の議決を議会の議決とする。

② 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

② 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第三十条 予算案は、先に衆議院に提出されなければならない。

第六十五条 予算八前二衆議院ニ提出スヘシ

2 参議院が衆議院の可決した予算案を否決し、若しくは修正した場合又は参議院が衆議院の可決した予算案を受け取った後、議会議休会中の期間を除いて三十日以内に議決しないときは、衆議院の議決を議会の議決とする。

第三十一条 両議院の会議は、公開とする。ただし、議院の議決によつて、秘密会とすることができる。

第四十八条 両議院ノ会議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密会ト為スコトヲ得

2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、かつ一般に頒布しなければならない。

第三十二条 衆議院議員及び参議院議員は、議会の中で発言した意見及び投票行動について、院外において責任を問われない。ただし、議員自らがその発言を演説、出版、筆記その他の方法で議会外に知らせた場合には、この限りでない。

第五十二条 両議院ノ議員ハ議院ニ於テ発言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フ

第六十条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③ 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第五十一条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。



コトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルト  
キハ一般ノ法律ニ依リ処分セララルヘシ

第三十三条 衆議院議員及び参議院議員は、**但**、現行犯又は内乱外患  
に関する罪を除き、議会の会期中、その議員の所属する議院が許  
可しない限り逮捕されない。

第五十三条 両議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患ニ関ル罪ヲ除ク外会期中其ノ院ノ許  
諾ナクシテ逮捕セラル、コトナシ

2 議会の会期前に逮捕された議員は、その議員の所属する議院が  
要求したときは、会期中、これを釈放しなければならない。

3 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。**た**  
**但し**、議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の  
多数による議決を必要とする。

第三十四条 参議院は、法律の定めるところにより、常置委員会を  
設ける。参議院常置委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- 一 憲法の条項の解釈をすること。
- 二 憲法の審判を行うこと。
- 三 憲法に附属する法令に関する事項を審議すること。
- 四 緊急政令に関する事項を審議すること。
- 五 罷免の訴追を受けた裁判官の弾劾裁判を行うこと。

第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の  
会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求  
があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判す  
る。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上  
の多数による議決を必要とする。

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、  
両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。  
② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

- 六 検察官の公訴を提起しない処分の可否を審査すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要とされる案件を審議すること。

## 第五章 内閣

第三十五条 行政権は、内閣に属する。

2 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

3 内閣は、法律の規定を実施するために必要な政令を発すること

第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

## 第五章 内閣

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。  
③ [略]

第七十三条 [略]

一五 [略]

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定する

ができる。ただし、憲法及び法律に反する内容の政令を発することはできない。

4 内閣は、議会に対してその責任を負う。

第三十六条 内閣総理大臣は、衆議院議員の中から衆議院の議決でこれを指名する。この指名は、他の全ての案件に先立ってこれを行う。

第三十七条 内閣総理大臣が国務大臣を指名するときは、その過半数を衆議院議員の中から選ばなければならない。

2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

第三十八条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の

こと。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 [略]

第六十六条 [略]

② [略]

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十八条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後

後に初めて議会の召集があつたときは、内閣は総辞職をしなければならぬ。

2 内閣は、衆議院で不信任の決議案が可決されたとき、又は信任の決議案が否決されたときは、十日以内に衆議院が解散される場合を除き、総辞職をしなければならない。

3 前二項の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う。

4 衆議院で国務大臣に対する不信任の決議案が可決されたとき、又は信任の決議案が否決されたときは、衆議院が解散される場合を除き、その職に引き続きとどまることができない。

第三十九条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を議会に提出し、一般国務及び外交関係について議会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

2 内閣総理大臣は、法律の定めるところにより、軍の指揮権を有する。

第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

3 内閣総理大臣その他の国務大臣は、いつでも両議院に出席し、発言することができる。

第五十四条 国務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及発言スルコトヲ得

に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならぬ。

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第六十三条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第四十条 内閣は、他の一般行政事務のほか、次に掲げる事務を行う。

- 一 法律を執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。ただし、法律をもって定めることを要する事項に関わる条約又は国に重大な義務を負わせる条約を締結する場合には、議会の承認を必要とする。
- 四 議会の承認を得て、国際人道法が適用される状態を宣言し、及びその終結を宣言すること。ただし、内外の情勢によつて議会の召集を待つことができない緊急の必要があるときには、参議院常置委員会の承認を得ることをもつて、議会の承認を得たものとする。この場合においては、次の議会の会期において、議会にこれを報告し、その承認を求めるとする。
- 五 法律の定める基準に従い、官吏に関する事務を掌理すること。
- 六 予算案を作成し、議会に提出すること。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。〔再掲〕
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第四十一条 内閣は、国家緊急事態を宣言することができる。この宣言の条件及び効力は、法律でこれを定める。

2 内閣は、公共の安全を保ち、又はその災いを避けるため、緊急の必要があり、かつ、議会が閉会し、停会し、又は休会して開けないときに限り、法律に代わる緊急政令を発することができる。

3 緊急政令を発するためには、法律の定めるところにより、参議院常置委員会の同意を得ることを必要とする。

4 内閣は、緊急政令を発した後、議会が開かれたときは、当該緊急政令について議会の承認を得なければならない。議会が当該緊急政令を承認しないときは、内閣は、三十日以内にその効力を失うことを公告しなければならない。

第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会議場ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス

② 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議会議場ニ提出スヘシ若シ議場ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第十四条 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

② 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の国务大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第七十五条 国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害され

ない。

## 第六章 裁判所

第四十二条 司法権は、裁判所に属する。裁判所は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所並びに特別裁判所をもって構成される。

第五十七条 司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

② 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

2 特別裁判所の管轄に属すべきものは、法律で定める。

第六十条 特別裁判所ノ管轄ニ属スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三条 **最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官**には、法律で定める資格を備える者を、内閣が任命する。

## 第六章 司法

第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

②⑥ [略]

第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

② [略]

2 裁判官は、心身の故障又は、公の弾劾によらなければ、その身分を失わない。

第五十八条 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

② 裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル、コトナシ

③ 懲戒ノ条規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四条 裁判の対審及び判決は、法律の定めるところにより、公開法廷でこれを行う。ただし、裁判所は、裁判官の全員一致で、公序良俗を害するおそれがあると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行うことができる。

第五十九条 裁判ノ対審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ対審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。  
③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第七十九条 [略]

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議



院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条 [略]

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第七章 財政

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第四十五条 新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律でこれを定めなければならない。

2 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、**議会議決**に基くことを必要とする。

第六十二条 新二租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

② 但シ報償ニ属スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ収納金ハ前項ノ限ニ在ラス

③ 国債ヲ起シ及予算ニ定メタルモノヲ除ク外国庫ノ負担トナルヘキ契約ヲ為スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

第四十六条 国家の歳出及び歳入については、毎会計年度、予算をもつて議会の議決を経なければならない。

第六十四条 国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

② 予算ノ款項ニ超過シ又ハ予算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

2 予算には、避けることができない予算の不足を補うため、又は予算外に生じた必要な支出に充てるため、予備費を設けなくてはならない。

第六十九条 避クヘカラサル予算ノ不足ヲ補フ為ニ又ハ予算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル為ニ予備費ヲ設クヘシ

3 **すべて**予備費の支出については、事後に議会の承認を求めなければならない。

4 複数年度にわたる事業等特別の必要がある場合には、内閣は、

第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

② **すべて**予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

あらかじめ年限を定め、継続費として議会の議決を求めることができる。

第六十八条 特別ノ須要ニ因リ政府ハ予メ年限ヲ定メ継続費トシテ帝国議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

5 議会で予算案が審議されず、又は否決された場合には、内閣は、前年度の予算を執行することができる。

第七十一条 帝国議會ニ於テ予算ヲ議定セス又ハ予算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スヘシ

第四十七条 皇室経費のうち内廷の経費に限り、現在決まっている額を毎年国庫から支出する。

2 皇室経費を増やす場合には、議会の同意を必要とする。ただし、その場合以外においては、議会はこれに関与してはならない。

第六十六条 皇室経費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年国庫ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝国議會ノ協賛ヲ要セス

第四十八条 公共の安全を確保するために緊急の必要があり、かつ、議会在閉会し、停会し、又は休会して開けない場合には、内閣は、緊急政令によって会計上の必要な措置を執ることができ  
る。この場合においてはなお、緊急政令によって会計上の必要な措置を執る場合においては、参議院常置委員会の同意を得ることを必要とする。

第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

2 前項の規定により会計上の措置をとつた場合に、同項の措置について、次の議会の会期において議会の同意を求めらるることを必要とする。

第七十条 公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝国議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

② 前項ノ場合ニ於テハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第四十九条 国家の歳出及び歳入の決算は、会計検査院が検査確定し、内閣は、その検査報告とともに、これを議会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び職権は、法律でこれを定める。

第七十二条 国家ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝国議會ニ提出スヘシ

② 会計検査院ノ組織及職権ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

## 第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

## 第九章 改正

第五十条 この憲法を改正する必要があるときは、憲法改正案の原案を議院に提出しなければならない。この場合において、衆議院及び参議院は、それぞれその総議員の五分の三以上が出席していなければ、憲法改正案の原案についての議事を開くことができない。

2 憲法改正案は、衆議院及び参議院の、それぞれの出席議員の五分の三以上をもって、議院がこれを発議し、国民に提案しなければ

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

ばならない。

3 議会が発議した憲法改正案は、国民投票により有効投票総数の過半数の賛成を得られた場合に成立する。

4 天皇は、議会が発議し、国民投票で過半数の賛成を得た憲法改正を、公布する。

第七十三条 将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議會ノ議ニ付スヘシ

② 此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ為スコトヲ得ス

第五十一条 皇室典範の改正は、議会の議決を必要としない。

2 憲法に反する内容の皇室典範を定めることはできない。

第七十四条 皇室典範ノ改正ハ帝国議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

② 皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ変更スルコトヲ得ス

## 第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反す

る法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

#### 第十一章 補則

〔略〕